

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務委託 仕様書

1 業務名

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務

2 業務の目的

市立特別支援学校設置に伴う増築棟の建設に係る基本設計・実施設計業務及び「松本市学校施設個別施設計画」に基づく、松本市立源池小学校の長寿命化改良事業の基本設計・実施設計業務を行うものである。

3 業務の期間

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の内容

主な内容については、次のとおりとして、詳細については、仕様書（資料2）、特記仕様書（資料3～6）を参照すること。

(1) 業務対象建物

ア 基本設計（別紙2を参照のこと。）

増築棟（特別支援学校設置工事）

普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

普通教室棟（長寿命化改良事業第2期工事）

※普通教室棟の一部特別教室などは、地域による放課後利用ができるように検討を行うこと。

管理棟（長寿命化改良事業第3期工事）

屋内運動場（長寿命化改良事業第3期工事）

屋外運動場（長寿命化改良事業第3期工事）

イ 実施設計

増築棟（特別支援学校設置工事）

普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

ウ 劣化度調査

普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

(2) 基本設計

ア 増築棟に係る校舎の建設、既存校舎の長寿命化改良、工事中の仮設計画及び屋外運動場整備の策定にかかる業務

イ 都市計画法、建築基準法等関係法規、長野県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、建設リサイクル法、松本市景観条例、文化財保護法、その他必要法規・条例等に関する検討業務。（建築確認申請、開発関係協議などにかかる各課協議等の作業等含む）

ウ アスベスト調査、PCB調査

エ パース製作

(3) 実施設計

ア 建築（意匠・構造）工事実施設計図書の作成

イ 機械設備工事実施設計図書の作成

ウ 電気設備工事実施設計図書の作成

エ 仮設校舎、仮設工事の実実施設計図書の作成

オ 概略行程表の作成

(4) 劣化度調査

ア 現場調査（コンクリートコア抜き、圧縮強度試験及び中性化試験等）

イ 調査結果の整理・分析・報告

(5) 業務整理表

	基本設計	実施設計	劣化度調査	工期
増築棟	○	○	—	第1期工事
普通・特別教室棟	○	○	○	
普通教室棟	○	▲	▲	第2期工事
屋内運動場	○	▲	▲	
管理棟	○	△	△	第3期工事
屋外運動場	○	△	—	

※○印は本業務で実施するもの

▲印は第2期工事、△印は第3期工事の実施に当たり、別途契約して実施するもの

5 工事予定地の概要

(1) 工事予定地

ア 所在地

松本市県3-5-1

イ 敷地面積

約18,520㎡

(2) 用途地域

ア 市街化区域

イ 第一種中高層住居専用地域

ウ 建ぺい率 60%+10%（角地）

エ 容積率 200%

(3) 防火指定

指定なし（建築基準法第22条区域）

(4) 高さ制限

12m以下（市景観形成基準）、道路斜線、隣地斜線

- (5) 周辺道路
県道63号線、市道2558号線、市道2678号線（堤防道路）
- (6) 松本市景観計画景観類型地区
松本北地区
- (7) 埋蔵文化財包蔵地
埋橋遺跡

6 建築空間の要件

基本設計の中で、計画内容等を認したうえで、各機能の適切な建築空間の構成について検討すること。

7 留意事項

- (1) 成果品の提出場所
松本市教育委員会 学校教育課 学校施設担当
- (2) 成果品の取り扱い
本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。
なお、提出されたデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (3) 義務
受注者は、本業務の実施に当たり業務の目的を十分に理解した上で、最高の技量を発揮しなければならない。
- (4) 疑義
受注者が本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合は、総括責任者は、速やかに発注者と協議し、指示を受けなければならない。
また、作業内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (5) 瑕疵の修正
受注者は、本業務完了後であっても受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに監督職員及び担当職員が必要と認める修正等を受注者の負担において行わなければならない。
- (6) 秘密の保持
受注者は、本業務に関して知り得た情報・資料等を他に漏らしてはならない。

8 成果品の検査

- (1) 受注者は、前記3により指定された期日までに成果品を納品し、発注者の成果品検査を受けること。
- (2) 成果品検査において修正を指示された箇所は、直ちに修正すること。

- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに成果品の訂正を行わなければならない。

9 支払い条件

適法な請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うこととする。

- (1) 令和7年度支払い限度額 0円
(2) 令和8年度支払い限度額 114,710,000円（消費税相当額込み）

10 委託料支払い

業務完了後、履行確認が可能な全ての書類が提出されて、成果品の検査後に一括で業務委託料を支払うものとする。ただし、令和8年度は、契約金額の30%未満を前払い請求することができる。

11 その他

- (1) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と密着な連携を図りつつ、進捗に応じて発注者の指示により報告を行い、必要に応じて本件に必要な情報収集に活用した資料を提出するものとする。
(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については発注者と協議すること。

12 担当

松本市教育委員会 学校教育課 学校施設担当

〒390-0221

長野県松本市大手3丁目8番13号（大手事務所4階）

電話番号 0263-33-9847

FAX番号 0263-34-3206

E-mail g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp